

広がる事業承継の選択肢 専門家の活用で早めの対策を

企業価値を高める 事業承継とは

主催：日本経済新聞社広告局 後援：中小企業庁、中小企業基盤整備機構、日本商工会議所、全国商工会連合会

めまぐるしく経済環境が変化する昨今、日本経済の活力を維持するには円滑な事業承継が欠かせない。特に中小企業の事業承継は、地域経済の発展や雇用確保の観点からも緊急の課題といえる。こうした背景もあり政府は、事業承継税制の拡充を2009年度税制改正で行う予定だ。実際に事業承継を検討する際には、経営者一人で成しうるものではなく、専門家の活用が欠かせないだろう。このほど東京・大手町の日経ホールで事業承継セミナー2008「企業価値を高める事業承継とは」が開催された。事業承継を円滑に行う上でのポイントや注意点、効果的な専門家の活用法などについて有識者が語った。

モデルケース：A社が抱えている事業承継のリスクとその対応策

【会社概要】 1973年設立の製造業。従業員は45人。法定相続人は妻と実子3人。高い技術力と良質な取引先を持ち、業績は堅調。創業者である現社長は、個人的には次男を後継者候補と考えているが、取引先に勤める次男の意思や経営者としての資質・能力は不明。

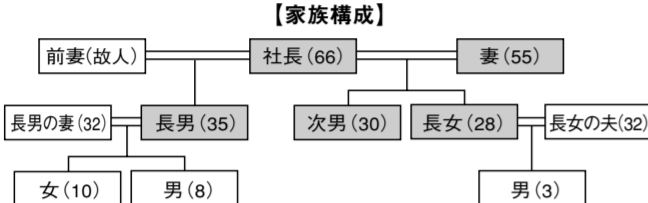


Table with financial data: 貸借対照表 (簿価) showing assets and liabilities, and 損益計算書 showing sales and profit.

Table showing ownership structure (株主構成) with percentages for various stakeholders like the president, wife, employees, and investment funds.

パネルディスカッション

円滑な事業承継のために経営者は何をすべきか 専門家のアドバイスで企業価値を高める

パネリスト 石橋雅信氏 三宅卓氏 宮下保氏 鈴木広典氏 コーディネーター 中小企業庁 事業環境部財務課長 佐藤悦緒氏

佐藤 地域経済の活性化や雇用確保の観点から考えると、中小企業の事業承継の円滑化は緊急の政策課題である。しかし現実には、相続税や民法上の遺留分の問題など、さまざまな障害が存在する。そこで具体的なモデルケースを用いて問題点を考えてみたい(図参照)。

長と妻の保有分を合わせるなど五割に達し経営権を掌握している。しかし社長の死後に法定相続分割で分けると、妻が二五〇、三人の子どもはそれぞれ約八割ずつ相続する。妻は当初の五割と合わせても過半数を超えず

支配権がない。家族だからトラブルにならないと考えるのは認識が甘い。過半数のシェアを確保できる対策を講じるべきだ。

三宅 株式分散した上に、次男に経営者の資質が不足していると「継がせる不幸」になりかねない。もし会社を承継しないことを前提にすれば、良質な取引先を抱えて業績・財務内容も健全なことから、この会社は十分M&Aの対象になる。概算でも時価総額は十億円以上だろう。会社を清算するより経済的にもメリットがあり、社会的意義も大きいだろう。

宮下 社長が退職金を受け取って株を下げたから早く承継するというのが、考に値する。問題は二次相続(社長が先、妻が後と仮定)が発生した場合、長男に相続権がない点。社長が長男を生命保険の受取人にして、工友など、何らかの

対策を立てた方が遺産分割で将来もめるリスクを少しでも減少させることができるだろう。

鈴木 仮に、このままの状態が社長に相続が発生した場合、家族構成等を考えると、遺産分割でもめる可能性が高いと考えられる。そうした場合、自社株は未分割のまま共有状態となつてしまふ、正常な株主権の行使ができず、経営に重大な影響を及ぼす可能性も考えられる。

基調講演

円滑な事業承継と日本経済の展望 環境の変化をとらえた事業承継を

千葉商科大学大学院教授 NTTデータ経営研究所 所長 齋藤精一郎氏

事業承継を考えた上で、日本経済の潮流の変化を認識する必要がある。それは日本経済の成長神話の崩壊と、高齢化社会の到来である。人口に占める六十五歳以上の比率は現在二〇%を超え、五十年後には五人の現役世代で四人の高齢者を支えるようになる。低成長下で高齢化が進めば、日本のマーケットは急速に縮小する可能性がある。

後継者が存在しても本人に受け継ぐ意思がなかったり、経営者としての器量に欠ける場合も「継がせる不幸」になりかねない。そこで後継者がいない場合と同様に、M&A(合併・買収)を事業承継の選択肢の一つとして推奨している。

また、社員が会社や仕事に対し新たな夢や目標を持つきっかけにもなる。そして買い手側企業と技術ノウハウを共有することにより、事業拡大につながる好循環が生まれる。

三井住友銀行プライベート・アドバイザリー本部 事業承継ビジネス事業部 グループ長 石橋雅信氏

平成一一年度の税制改正の目玉は、新たな事業承継税制である。非上場株式の八〇%納税猶予制度である。現行の納税猶予制度と比較して、その適用要件が緩和され、かつ、税効果も大幅に引き上げられたことから、対策への活用が期待される。

にも大きな影響を及ぼす可能性があり、その動向に十分な注意が必要と考えられる。また、今回明らかになった適用要件の中には、相続税の申告期限から五年間の事業継続を条件とする旨が盛り込まれており、従来の相続税中心の対策だけでなく、事業そのものをいかに後継者が継続できるかという観点からも十分に検討が必要となる。

大和証券PBソリューション部 上席次長兼ソリューション課長 宮下保氏

最後に企業価値を高める事業承継という視点でメッセージ

佐藤 事業承継税制の拡充やその前提となる法改正など、われわれも事業承継の円滑化に全力で取り組んでいる。

鈴木 新設の事業承継税制は、適用要件や税効果の部分で、現行制度と比較し、

大幅に拡充されており、我々実務家にとっても対策の新たな選択肢の一つとして期待している。今後、明らかになっていく要件の詳細な部分についても注目していきたい。

また、後継後の経営に支障が生じた場合の対応策として、種類株の利用が考えられる。それが会社への強い支配力を有する黄金株であれば、強い権限を持ちながら相続税の評価額は普通株と同じなので、使い勝手がいいだろう。しかし、黄金株は非常に強い権限を持っているがゆえに、黄金株所有者に相続が発生した場合、会社が買い取るなどの条件を付けておくことも必要である。